



'95

第131号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会 ……

〔書協実務研究室コーナー〕

高松高裁における刑事書記官事務の一考察(上)

……全国書協高松支部刑事実務研究班 木村 公久 ……

〔特集/国際交流〕

ドイツ・オーストリア両国司法補助官連盟代表団一行

を迎えて ……全国裁判所書記官協議会本部 ……

〔本部と支部との交流会だより〕

札幌・高松・名古屋・広島・福岡・仙台・大阪・東京各高裁管内 ……



山口地・家裁下関支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕 第131号

目 次

[巻頭言]	川田副会長	1
[座談会]		
最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会		2
[書協実務研究室コーナー]		
高松高裁における刑事書記官事務の一考察(上)		
	全国書協高松支部刑事実務研究班 木村公久	29
[特集/国際交流]		
ドイツ・オーストリア両国司法補助官連盟代表团一行を迎えて		
	全国裁判所書記官協議会本部	99
[本部と支部との交流会だより]	札幌・高松・名古屋・広島・福岡・仙台・大阪・東京各高裁管内	127

本部だより	141	<編集手帖カット文字>の解説…小林保佳	169
支部役員名簿	126,156	<俳句>かすみ俳句会	140
会報在庫案内	143		

判例要旨紹介

民事一最高裁判所判例要旨 (平成6年10月25日～12月22日)	157
刑事一最高裁判所判例要旨 (平成6年11月29日～12月19日)	160
下級裁判所判例要旨 (平成6年1月18日～3月31日)	161
家事一最高裁判所判例要旨 (平成5年12月2日～平成6年1月20日)	166
下級裁判所判例要旨 (平成5年3月24日～平成6年2月25日)	167
	<巻頭言カット……後藤三男 (元千葉地裁)>
	<編集手帖カット……小林保佳 (元長野地裁)>

とき 平成7年5月9日
ところ 半蔵門会館

各課長、参事官を囲む

テ　　マ

- 一 書記官の給与上の諸問題について
 - 1 平成七年度の級別定数、特に書記官の格付関係
 - 2 書記官の少量退職期における給与上の処遇
 - 3 俸給の調整額の見直しの動向
 - 二 書記官の任用上の諸問題について
 - 1 書記官制度（事務官制度）の検討と書記官
 - (一) 書記官養成の方法
 - (二) 参事官室における職員制度検討の進捗状況
 - (三) 書記官の権限拡大
 - (四) 事務官制度と書記官の処遇水準
 - (五) 廷吏制度の検討と書記官の職務内容等
 - (六) 少量退職期における書記官養成数
 - (七) 職員制度検討における書記官の意見
 - 2 速記問題の検討
 - 三 女性書記官の処遇について
 - 四 書記官の研修等に関する諸問題について
 - 1 書記官を対象とする研修
 - 2 外国人事件担当書記官の研修等
 - 3 O A 研修の現状と展望
- 4 在外研究の実施状況と今後の方針等
- 五 O A 機器の活用等について
 - 1 裁判事務におけるO A 化の現状と今後の展望
 - 2 調書作成用のワープロの現状と今後の展望
 - 六 書記官事務に関する最近の動向について
 - 1 民事訴訟法の改正と書記官の審理充実
 - 2 家事事件における書記官の役割
 - 3 最近の書記官事務等の過誤事例と過誤防止策
 - 4 執行事件担当部における業務委託の実施状況
 - 七 総務局第三課の当面の施策等について
 - 1 供述録取事務の改善策
 - 2 通達の改正
 - 3 執務資料の刊行
 - 4 裁判用能率器具等の配布状況
 - 八 その他
 - 1 阪神・淡路大震災に伴う神戸地・家裁を中心とする裁判事務の特別処理方策について
 - 2 書記官室等の資料整備について

斉藤総務部長 本日は、お忙しい中を書記官協

議会のために時間を割いていただきましてありが

とうございます。ただ今から、総務局・人事局の

各課長、参事官を囲む座談会を始めさせていただきます。

きます。

初めに、当協議会の浅井会長が御挨拶を申し上げ

ます。

浅井会長 本日は、総務局・人事局の課長、参

事官におかれましては、大変御多忙中のところ書

記官協議会との座談会に御出席いただきまして、

ありがとうございます。

見えてくる書記官の姿、その姿が、この座談会となっ

て、その時点での情報を把握し、大局的

特集 / 座談会

最高裁総務局・人事局

きます。

誠にありがとうございます。

また、当局におかれましては、平素書記官の執務の在り方あるいは処遇につきまして、種々御配慮、御尽力いただきまして、この席をお借りして厚くお礼申し上げます。

御承知のように書協では毎年この時期にこの座談会の機会を設けて、書記官の処遇等の人事上の問題、あるいは書記官事務処理上の問題等につきまして、非常に有益なお話を伺っております。この座談会の歴史はもう三〇年にもなろうとしております。私自身第一線の書記官として勤務していたことが長かったわけですが、末端の書記官のところまで書記官を取り巻く情勢についての情報が届かない実情にありまして、この座談会により情報を得ていた記憶があります。この状況は現在でも同じようでした、この座談会の記事を読むこ

とによって、その時点での情報を把握し、大局的視点から書記官について見直す絶好の機会となっているものです。その意味で、その意義は非常に大きいと言わざるを得ません。

現在、書記官の権限については、今年秋に予想される民訴法改正についての法制審議会の答申、引き続き予想される民訴法の改正によって、近年中には大きく拡大されようとしております。また、書記官の周辺の職員制度等の諸問題をどのように考えていけばよいか、書記官自身も考えていかなければならない時期に来ております。

ぜひこの機会に当局の施策や方針をお伺いし、広く書記官に伝え、考える材料を提供したい、そして書記官事務の充実発展に役立てたい、と考えております。どうかよろしくお願いいたします。齊藤総務部長 それでは、これからの進行は書

記官協議会との座談会に御出席いただきまして、

出席者

最高裁判所側			
総務局第一課長	服部	悟	裕
同第二・第三課長	小池	良	勝
同 参事官	大根	隆	夫
人事局給与課長	中山	康	雄
同 任用課長	金井	正	道
同 参事官	河野		
書記官協議会側			
会長	浅井	忠	夫
副会長	川田	尹	夫
同	飯島	章	憲
事務局 局長	青木	徳	治
総務部 局長	斉藤	茂	雄
経理部 局長	今		正
企画調査部 局長	小沼		充
編集部 局長	上杉		崇
書記官制度 委員長	茶川		秀
研究会			夫

協側の企画調査部長の小沼が担当しますので、よろしく願います。

小沼企画調査部長 企画調査部長を担当しております小沼でございます。これからの進行は、私が担当して進めたいと思いますので、よろしく願います。早速ですが、お手元に配布させていただきますましたテーマの順に進行させていただきます。

一 書記官の給与上の諸問題について

1 平成七年度の級別定数、特に書記官の格付関係

小沼企画調査部長 書記官の給与上の諸問題から入らせていただきます。

それではまず平成七年度の級別定数、特に書記官の格付関係についてですが、この問題は例年お聞きしていますが、書記官層の関心の高い問題ですので、お聞かせください。

中山給与課長 書記職を中心とした級別定数の

改定状況とその運用方針について、概要を説明することになります。

まず、級別定数の改定については、依然として裁判所職員の大量退職による年齢構成の若返りが問題とされ、更に前年度以上の財政状況の悪化が見込まれるなどの非常に厳しい状況下ではありましたが、前年度並みあるいはそれ以上の成果を上げることができました。特に、二年連続で主任書記官の増設を実現できたことは大きな成果であると考えています。

(1) 級別定数の改定状況

ア 一級以上関係

平成七年度は、地裁首席書記官の一級切上げが認められました(一級首席書記官 地裁一〇ポスト中一四、家裁六三ポスト中九)。

また、指定職ポストの拡充については、従前から重点項目の一つとして折衝しており、平成四年度の福岡高裁、平成五年度の名古屋高裁、平成六年度の広島高裁の各事務局次長に続き、四年連続で仙台高裁事務局次長の指定職格付が認められた(高裁事務局次長としては六ポスト目)ことも大きな成果でありました。

なお、このほかに最高裁判所参事官の一級切上げが認められました。

イ 一〇級関係

地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大について

でも引き続き努力した結果、平成七年度は四(前年度四)の切上げが実現しました。

一〇級は、行政省庁では、地・家裁に相当する府県単位機関でも「特に困難な事務を所掌する機関の長」についてのみ認められる高い格付であります。裁判所の基幹職種である書記職の長であり、裁判部門のナンバー1の立場にあることや従来からの格付の高さ等が評価された結果、引き続き切上げが認められたものと考えています。この結果、地・家裁首席書記官合計一六三(一一級二三、一〇級二七四、九級二六六)のうち一〇級以上は、九七(五九・五%)となりました。

このほかに地・家裁事務局長についてもそれぞれ一級の切上げが認められました。

ウ 九級関係

平成七年度は、地裁次席書記官について五(前年度四)の九級切上げを実現することができました。

そもそも九級は、行政省庁では、「困難な業務を所掌する府県単位の機関の長」についてようやく認められる格付であり、裁判部門のナンバー2の立場にある次席書記官をこれに格付するには種々の困難がありました。折衝を重ねた結果、昨年度を上回る切上げを実現することができたことは、極めて大きな成果の一つであったと言えます。

このほかに地・家裁事務局次長七について切上



(中山給与課長)

げが認められ、九級全体では、昨年度を上回る一
二(前年度一〇)の切上げが実現しました。

また、横浜地裁に次席書記官一の増設が認めら
れたことも、大きな意義があるものと考えていま
す。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、
八八ポスト中四九(五五・七%)が九級以上に格
付けられ、また、地・家裁事務局次長については、
一一五ポスト中九〇(七八・三%)が九級以上に
格付けられることとなりました。

エ 八級以下関係

八級以下の定数改定折衝における大きな成果
は、昨年度に引き続いて主任書記官の増設が認め
られたことであります。これは、昨年も申し上げ
たとおり、来るべき少量退職期には昇任機会の減
少が予測されますが、そのような状況下において、
どのようにして書記官の昇任ポストの確保を図っ
ていくかという観点から検討した結果、一つの方
策として主任書記官の増設が非常に有力かつ重要
と考え、昨年度昭和四九年度以来二〇年ぶりに増
設要求に踏み切ったわけですが、本年度において
も同方針を継続したものであります。

増設の折衝は、主任書記官が格付において本庁
課長なみのポストであるので、非常に難航しまし
たが、事件が増加し、その内容もより複雑困難化
してきておりまして、裁判所書記官の役割が一層

地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大につい

このほかに地・家裁事務局次長七について切上

重要となっていること、その管理・調整の必要性
も増大していること等を力説した結果、本年度に
おいても一八(前年度一八)の増設を実現する
という特筆すべき成果を上げることができました。
このような重大な意義があることから今後も引き
続き増設に向けて努力していきたいと考えていま
す。

このほかの折衝においては、大量退職期を経過
したとしてあらゆる官職及び級にわたって定数回
収を迫られるという状況下で、当局としては、何
とか定数回収を防ぎつつ、逆に少しでも定数の改
定を実現するよう努力したところであります。そ
の結果、書記職については、昨年度と同様、一切
切上げが認められないという厳しい結果とはなり
ましたが、引き続き定数回収を回避する形で決着
するという成果を収めました。その他の官職、級
については、八級こそ一〇(前年度一二)と昨年
度を下回ったものの、七級については一六(前年
度一五)、六級については二四(前年度一四)と昨
年度を上回る切上げを実現しました。

(2) 昇格の運用

ア 九級以上について

九級以上の昇格運用については、定数状況をに
らみながら、庁の規模等に従って標準ポストを設
定し、これに就いた者については、他との均衡を
考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を实

施し、それ以外の比較的規模の小さい庁の場合に
も、本人のいわゆる属人的要素の伸びや退職時期
等を勘案しながら積極的に昇格を実施しているの
が実情であります。

イ 八級以下について

書記官八級以下の昇格基準については、基本的
には昨年度と同様の方針で臨んでいます。中長
期的な観点から裁判所職員制度の見直しを検討さ
れる中で、書記官についても、その処遇改善のた
め、昇格水準も検討する必要があるものと考え
ています。

(3) まとめ

このように、書記官の級別定数面における格付
については、その法律専門職としての高度の専門
性、職務内容の複雑、困難性を極力強調してその
改善に努めてきたところであり、さらに、中
期的には、懸案である民事訴訟法の改正により書
記官の職責が拡充されるような事態が生じてくれ
ば、級別定数の拡大等の局面で新たな主張が可能
となるかどうか慎重に検討し、処遇の改善に努力
していきたいと考えています。

昇格運用についても、先に説明したとおり、定
数折衝を巡る情勢には厳しいものがありますが、
今後とも従前同様の方針で臨んでいきたいと考え
ています。

2 書記官の少量退職期における給与上の処遇

小沼企画調査部長 次に書記官の少量退職期における給与上の処遇についてですが、書記官の給与面での処遇において、現体制での給与体系に変更を余儀なくされるようなことがないよう配慮していただけるのかどうかお伺いします。

中山給与課長

(1) 現在の定数状況

大量退職の進行により、裁判所職員の年齢構成が大幅に若返り、その結果、級別定数の構成と現在員とのギャップも広がり、概括的に言えば、上位の級に相当の空きが出ている反面、下位の級では相当数の過員が出ておりまして、上位級の定数を流用している状況にあります。

財政当局からは、このような状況を前提に、定数の回収（＝定数切下げ）を強く迫られてきているところでもあります。

(2) 少量退職期における定数状況

現在の定数状況は前述のとおりですが、今後到来する少量退職期においては、大量退職期に大量採用した職員が昇格の対象となつてきて、定数状況は急激に逼迫していくことが予想されます（この前兆として、書記官四級、五級昇格数が著しく増大している）。

これに対して、現在の書記官の昇格水準は、かつての大量退職期に入る前の水準と比較すれば相当改善されたものになっていることから、現在の

級別定数を前提にすると、将来の少量退職期においては、現行の水準の維持も困難になりかねないと思われ、少量退職期においても大幅な定数切上げは望み得ません。

(3) 現段階の対応

年齢構成の変化を背景に、財政当局は定数回収を強く迫っていますが、いったん回収されてしまうと、将来定数を必要とする時点で、回収された分だけ再度切上げが認められる保証があるわけはありません。したがって、現地点での回収はできる限り回避し、仮に、回収に応じざるを得ないにしても、それを最小限に食い止める必要があります。先に説明したような財政当局からの定数回収要求に対する対応は、正にこのような観点から行う必要があるものであり、必ずしも現地点で定数を使う必要があるから定数回収に抵抗しているわけではありません。

また、回収を免れ得た定数についても、将来の処遇の一貫性を維持するために、その相当数をリザーブしておく必要があると考えています。

本年度、定数の回収を回避できた要因としては、これまでの裁判所の厳格な定数運用について財政局の一定の理解が得られたことが大きいのでありますから、今回、定数の回収を免れたからといって、一挙に昇格水準を緩和してしまおうと、再び厳しく定数回収を迫られることは避けられません。

このため、現時点における昇格水準の緩和は、将来の処遇の一貫性の確保への影響を考慮する必要があります。以上述べましたことは、主として、ポストと関係なく昇格可能な級における対応であります。これに対して、ポストに就くことが前提となる主として八級以上の級への昇格については、少量退職期においては、ポストに就く時期が現在より遅くなるのが必至でありまして、それに伴い昇格時期も遅れてくることは避けられない状況にあります。しかし、今後このような少量退職期における閉そく状況を迎えるに当たって、先に説明したとおり、昨年度に引き続き本年度も主任書記官ポストの相当数の増設が認められたことは、評価できるものと考えており、さらに、裁判所職員制度の見直しが検討される中でこのほか給与面でどのような予算上、運用上の方策を採っていくべきか等について、検討していく必要があると考えています。

3 俸給の調整類の見直しの動向

小沼企画調査部長 現在、人事院において俸給の調整類の見直しが検討されているとのことですが、人事院の問題意識がどの辺にあるのか、現時点の検討状況についてお聞かせください。

中山給与課長

1) 今般の俸給の調整額（以下「調整額」とい

られています。

小沼企画調査部長 どうもありがとうございます。

（以下略）

当改善されたものになっていることから、現在の

しく定数回収を迫られることは避けられません。

中山給与課長

(1) 今般の俸給の調整額（以下「調整額」という。）の見直しは、平成六年度の人事院勧告の際に人事院から報告という形で打ち出されたものである。

(2) 人事院が調整額について有している問題意識は、おおむね次のようなものです。

ア 調整額の制度は、昭和二五年に号俸を調整して上積みするという方式で開始され、昭和三二年に当時の昇給率（普通昇給による給与改善率）が約四%であったことから、調整数一につき俸給月額四%という定率による調整方式が採用されました。

その後、逐次行われた給与改定により俸給月額号俸間差の縮小、その結果としての昇給率の低下が生じたため、その均衡を図る趣旨から、昭和五五年に四%のうち一%相当分は各等級ごとに一定額とされました。この定額部分は、その後のペア等により、相対的に零に近づくものとの目論見がありました。

しかし、現在においても、調整数一につき平均して約三・七%の改善率となっており、現在の昇給率が約二%となっていることと比較して依然として高い水準にあります。

イ 行政職俸給表(一)をはじめとして、各俸給表は、昇給により号俸が高位となるにしたがって、号俸間差が少なくなり、昇給率は小さくなるよう

に作られています。

ところが、調整額を受給している者については、定率による調整を受けるため、低位号俸にある者よりも高位号俸にある者の有利性が大きく、このため、同一俸給表内の号俸間のバランスが悪くなっています。

(3) 現在、人事院においては、このような問題意識を踏まえて、一定程度のレベルでの検討が行われています。

現在の調整額は、裁判所書記官の職務評価を受けてのものでありますが、前回の改定時からその職務内容の複雑・困難の度合いが低下したとは全く考えてはいません。今後、人事院の改定方針が明らかになって、その内容が裁判所書記官の職務評価の引下げにつながるようなものである場合はもとよりですが、直ちに職務評価の引下げとは言い難いけれども、調整額が大幅に減額になるなど、職員の生活に大きな影響を与えるようなものである場合も視野に置いて、前回の調整額の見直しの際に人事局長が人事院に赴き、反対意見を申し出たことも踏まえて、適時適切に対応していきたいと考えています。

二 書記官の任用上の諸問題について

- 1 書記官制度（事務官制度）の検討と書記官
- (一) 書記官養成の方法

小沼企画調査部長 どうもありがとうございます。それでは次に書記官の任用上の諸問題に移らせていただきます。

職員団体から、書記官資格について「試験制度を廃止し、研修終了後は書記官資格を付与する。」という提言がなされていますが、それが実行された場合、書記官の調整額等に悪影響を及ぼすのではないかと心配する声もあります。まず初めに書記官養成の方法についてお聞かせください。

金井任用課長 職員団体は、書記官資格の付与方法について、「現在のような書記官選抜試験制度を廃止し、実務を重視した研修制度を充実させた上、研修終了後は書記官資格を付与する制度とする。」と提言していますが、次のような問題点があると考えています。



(金井任用課長)

現在、裁判所書記官になるためには、裁判所書記官研修所の養成部第一部又は第二部に入所して、それぞれの課程を修了するか、裁判所書記官任用試験に合格することが必要であります。書記

官の現在の高い給与上の格付（昇格ベース）や調整数は、厳しい競争試験に合格した者に対し、内容の濃い研修を実施することを通じて、高度な法律専門職として育成されているということも重要な要素となっています。したがって、仮に、職員団体の提言のとおり、研修終了後、無条件で書記官資格を付与するとなると、必然的に書記官に対する職務評価の大幅な低下につながり、書記官の調整額に致命的な影響を与えると同時に、給与上の格付にも悪影響が出ることは必至と考えます。

また、研修を通じて全員に書記官資格を付与すると、極めて多くの書記官の増員を図る必要が出てきますが、それも、書記官の資質の向上、それに伴う職務内容の拡大強化を抜きには実現困難であろうと考えます。したがって、人事局としては、書記官選抜試験の制度自体は維持する方向で考えております。ただし、実務に即した研修の充実という職員団体の主張はそれとおりであると思われるので、特に、裁判所書記官任用試験を中心に一層研修を充実させる方向で検討していく必要があると考えています。

(二) 参事官室における職員制度検討の進捗状況
小沼企画調査部長 次に、参事官室における職員制度の検討については、現在どのように進んでいるのか、職員制度検討の進捗状況の概要をお聞かせください。

中山給与課長 職員制度の問題は、様々な職種相互間で複雑に関連する事項も多く、検討すべき事項が多岐にわたるところから、関係部局との検討調整にもかなりの時間を要します。その本格的な検討を集中的に行うため、事務総局に参事官室が設けられたことは、既にお話ししたとおりであります。

この参事官室において、現在、裁判所組織の更なる活性化、国民に対する司法サービスの一層の向上等に向けて、職員の処遇や執務態勢を含めた裁判所の組織の在り方全般について、中長期的な視点で検討を進めているところであり、その概要をお話しします。

参事官室では、中長期的観点に立った職員制度検討の基本方針として、「迅速な裁判をめざした裁判部の充実強化」、「事務官の計画的な育成と登用の推進」等を掲げ、その実現方策等について種々の検討を重ねているところであると聞いています。

事務総局は、参事官室から提言を受ける立場にあります。参事官室から提言を受ける立場にありますが、いずれの基本方針についても、事務局がこれまで取り組んできたテーマですから、参事官室の提言が出れば、実現に向けて可能な限り協力していきたいと考えています。

人事局としても、「迅速な裁判をめざした裁判部の充実強化」という観点からは、できる限りの書記官を増加する必要もあるでしょうし、職員の能

力の有効活用という観点からは、廷吏制度を廃止し、廷吏の事務官一本化を検討する時期に来ているとも考えます。

また、人材育成については、大量退職期を通じて弱体化した執務態勢を立て直すという見地からも、特に重点的に取り組んでおります。この一つの方策として、若手職員（事務官に限らない。）のジョブローテーションを実施し、職員の能力開発と適性発見を図っています。

いずれにしても、参事官室の提言が出されましたら、下級裁を含め、各職員の意見を聴いたうえで、最高裁の基本方針として検討していくこととなります。

(三) 書記官の権限拡大

小沼企画調査部長 職員制度の検討によって、事務官の職務内容の見直しを行い、事務官にやり甲斐のある仕事をしてもらうということですが、書記官事務に影響があるのか、職員制度の検討は、書記官にはどのようなメリットがあるのか、具体的に、書記官の権限拡大につながるのかどうか、お話しただけのことであればお聞かせください。

中山給与課長 現在、参事官室において検討されている職員制度の見直しは、国民の司法に対する負託に応え、「迅速・適正な裁判」を実現するとともに、「分かりやすく利用しやすい裁判手続・裁

判所」を実現するため、中長期的観点に立った上、裁判部を充実強化しようとするのも目的の一つであると考えています。

その具体的内容は、参事官室からの提言を待つこととなりますが、現在進行中の民事訴訟法の改正作業も、同様の要請に応えることを目指したものであり、民事訴訟法の改正により、裁判所の内部では、裁判官と書記官の役割分担を見直し、書記官のコートマネージャーとしての役割を拡大するものであることから、職員制度の見直しについても、民事訴訟法の改正を念頭において、書記官の果たす役割の拡大につながるようになるものも期待しています。

(四) 事務官制度と書記官の処遇水準

小沼企画調査部長 事務官制度の検討による事務官の処遇改善は結構なことですが、書記官の処遇水準に影響をもたらさないかどうか、お聞かせください。

中山給与課長 書記官の級別定数面における格付については、これまで、書記官任用に至るまでの厳しい選抜と内容の濃い研修、法律専門職としての高度の専門性、職務内容の複雑・困難性等を最大限強調して、その改善に努めてきたところでありまして、今後と同様の方針の下、書記官の処遇改善に努力していきたいと考えています。

先に説明しましたとおり、人事局としては、こ

れまでの書記官選抜試験を維持する方向で考えていますが、一方で、裁判所全体の人的資源の有効活用という観点からは、事務官の適性発見・能力開発に努め、有能な事務官をこれまで以上に上位ポストに登用し、その能力活用を図っていかねばならないと考えています。この方策は、事務官を事務官として育成し、その登用の促進を図るというものですので、これまでの書記官の処遇水準に悪影響を及ぼすようなことにはならないと考えています。

さらに、書記官の職務内容自体についても、民事訴訟法の改正と併せて、職員制度の見直しに伴いコートマネージャーとしての役割を強化拡大することによって、財政当局に対し、これまで以上に書記官の処遇改善に関する主張をすることが可能になるものと考えています。

これらの点については、今後の参事官室の検討状況、検討結果を踏まえて、人事局としても更に検討していかねばならないと考えています。

(五) 延吏制度の検討と書記官の職務内容等

小沼企画調査部長 裁判部の職員構成の検討の一つとして、延吏が事務官と一本化されるという方向で検討がなされていると聞いていますが、延吏業務との関係で書記官の職務内容に影響はないのか。また、それにより、書記官の職務評価に影響はないのかどうかお聞かせください。

金井任用課長 職員制度見直しの基本方針の一つである「迅速な裁判をめざした裁判部の充実強化」の具体策の一つとして、延吏業務を見直し、現在の延吏事務官の能力を更に有効活用するという観点から、延吏制度の廃止（延吏の事務官一本化）も検討されていると聞いています。

延吏の事務官一本化後の法廷事務の担当者や法廷事務の合理化の在り方については、審級の別、地家裁の別、庁規模等に依じた更にきめ細かい検討が必要であるとともに、立会い書記官の事務処理に与える影響を十分に配慮した上で検討すべきことは言うまでもないことであります。延吏の事務官一本化により、書記官の職務評価に影響を及ぼすような職務内容の変更はないものと考えています。

(六) 少量退職期における書記官養成数

小沼企画調査部長 少量退職期に入ったことで、今後、書記官の養成数が減少することが予想されますが、事務官制度を検討している中で、書記官の養成数の拡大あるいは書記官の増員が検討されているのかどうかお聞かせください。

金井任用課長 平成五年度及び平成六年度の書記官及び有資格事務官の離職によって生じた欠員の補充として、平成六年四月期及び平成七年四月に新規に任用した書記官の数は、それぞれ五三八人、四六七人となっており、平成五年度に比べ平

成六年度は一五四人、平成七年度は二二五人減少しました。平成七年度の書記官任用者の内訳は、書研養成部修了者が二一八人、CP試験合格者が二一四人、新規の再任用者が三五人です。

書記官の新規任用数は、平成二年度をピークに、その後徐々に減少してはいますが、全書記官数を各齢ごとに平準化した数は約二七〇ですので、その数と比べると、まだ相当多くの書記官が退職しているという状況は継続中ですが、これから説明する今後の見通しを前提とすると、現在は、大量退職から少量退職への移行期にあるということができます。

今後の見通しとしては、年間の離職者数については、定年退職のほか、自己都合等による早期退職の見通し、再任用希望の動向といった不確定要素があつて正確なところをお話しするのは難しいのですが、現時点において、それらの不確定要素をも考慮に入れて、年間離職者数を予測すると、平成七会計年度は、前年度より一〇〇人近い数の減少が見込まれ、平成八年度は、更に一〇〇人程度の減少が見込まれる結果、同年度の離職者数は三〇〇人程度となる見通しです。年間離職者数は、その後も徐々に減少し、平成一〇会計年度には二〇〇人台を割り込むことも予想されています。したがって、仮に、書記官及び有資格事務官の離職者分だけ書記官を養成・補充するというところにす

れば、少量退職のポストム期である平成一〇年台には二〇〇人弱しか書記官の新規任用の必要がなくなるという計算になります。

従前から説明していますように、書記官及び有資格事務官の離職者数に対応して書記官の補充必要数変動することは、ある程度やむを得ない面があります。これに伴って書記官養成数を短期間のうちに極端に変動させることは、書記官の年齢構成の平準化という観点からも、任用政策の面からも種々問題のあるところでは、

少量退職期に向けての書記官の養成方針については、検討内容が相当広範囲の事項に関連するとともに書記官定員の中期的展望等将来の予測を要する種々の不確定要因があり、容易には打ち出しかねる難しい問題です。

現在、参事官室において職員制度が検討されていますが、その基本方針の一つである裁判部の充実強化の具体策の提言を受けて、人事局においても、下級裁の意見を聴いたうえで、基本方針として検討していくこととなります。

(七) 職員制度検討における書記官の意見

小沼企画調査部長 職員制度の検討の中で、今後、書記官の意見はどのような機会に聴取されるお考えなのかお聞かせください。

中山給与課長 職員制度の見直しは、書記官の職制に影響する可能性があるとともに、書記官の

職務内容においても見直しが求められるものがあります。したがって、書記官からも意見を聴取する必要があることは言うまでもないことであります。

今後、人事局としては、参事官室における職員制度の見直しの方向性について、逐次職制を通じてはもちろん、本座談会でお話をしているように全国裁判所書記官協議会を通じても情報をお知らせするとともに、種々の機会をとらえて書記官の皆様のお意見をお聞きしたいと考えております。

2 速記問題の検討

小沼企画調査部長 速記問題につき、総合的、多角的に検討されていると聞いていますが、これまでの検討の成果と今後の見通しにつき、差し支えない範囲で、お聞かせください。

小池第二・第三課長 書記官の関心が高いことは承知していますが、現在検討中ですので、現段階では、回答を控えさせていただきます。

三 女性書記官の処遇について

小沼企画調査部長 どうもありがとうございます。次に女性書記官の処遇の問題に移らせていただきます。

女性書記官が増えていますが、特に考慮されている任用上の諸施策についてお聞かせください。また、育児休業に伴う臨時的任用者(代替要員)

の確保の現状と今後の方針は、どうなのかお聞かせ

ポスト登用は避けられない課題となっており

考えていかなければならないとも考えています。次に、育児休業等に伴う臨時的任用者の確保の

の確保の現状と今後の方針はどうかお聞かせください。

河野参事官 近年、若年労働力の減少に伴い、女性の労働力の活用は国家的な課題となってきました。これに伴って、裁判所においても、裁判所職員に占める女性の比率は年々上昇してきており、この傾向は、基幹職種たる書記職において特に顕著で、昭和六〇年四月一日現在の裁判所書記官における女性比率は四・〇%であったのが、

平成六年四月一日現在においては一四・二%となっており、また、書記官資格取得者における女性比率は、昭和六〇年度は一〇・六%であったのが、平成六年度は二四・四%となっており、書記官の主たる給源であるII種試験採用者における女性比率が、平成五年度は三二・九%であることを考えると、書記官に占める女性比率は、今後とも上昇し続けることが予想されます。また、(一)職員全体に占める女性比率は、行政省庁が一五・六%(平成六年一月現在)であるのに対し、裁判所は二九・〇%(平成六年四月現在)となっており、裁判所にとって女性職員の能力活用は、組織維持の面からも重大な課題となってきました。

職員の意識等の面から見ても、女性職員の高学歴化、女性の社会進出に伴う職業観・価値観の変化といった背景もあり、女性職員の育成、能力活

用、ポスト登用は避けられない課題となっております。



(河野参事官)

他方、ともすれば仕事より家庭を重視しがちな女性職員の存在、適正な選抜の困難性、出産・育児に専念せざるを得ない期間の到来の可能性とそれに対する適切な対応案の困難性などの問題から、女性職員に対する管理職員の意識は、その積極的な登用には少なからず躊躇があるというのが現状のように思われます。

そもそも、ポストへの登用は、基本的には、男女を問わず成績主義、能力主義により行うべきであることは言うまでもないことであります。ただ、女性職員の場合、男性職員と比べると家庭環境等に左右されるところがあるので、能力、適性に加えて、家庭環境、やる気等を考慮する必要もあります。また、女性職員には、社会的な意識の変化はあるとは言え、出産、育児、家事などの負担がある時期がおとずれるのが一般的であるので、言わばライフサイクルに合わせた昇進管理も

考えていかなければならないとも考えています。

次に、育児休業等に伴う臨時的任用者の確保の現状であります。平成四会計年度においては、育児休業取得者一六五人中七二人(四三・六%)について、書記官で見た場合は四六人中二三人(五〇%)について臨時的任用をしており、平成六会計年度においては、育児休業取得者一九一人中一二二人(六三・九%)について、書記官で見た場合は四三人中三三人(七六・七%)について臨時的任用をしており、年々、育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用率が上昇しているのが現状であります。

もっとも、国家公務員等共済組合法の一部改正により、本年四月一日から、育児休業をした場合には、原則として育児休業手当金が支給されることになったことに伴い、今後、育児休業取得者の増加も予想され、今後の見通しについては、少量退職期を迎え、とりわけ、裁判所書記官等の資格官職については、臨時的任用候補者の確保に困難を伴う事態が生ずることは明白であります。

裁判所書記官等への臨時的任用候補者の確保の方策としては、例えば、各裁判所において、所属する職員のうち、それぞれの有資格者でおおむね一年以内に退職が予定されている定年退職者、再任用終了者、自己都合退職者等に対し、臨時的任用に関する希望の調査を適当な方法で行い、また、

既に退職した有資格者についても、退職管理の一施策として行う、職員の意向把握のために作成した「退職（予定）者名簿」等を職員の退職後も継続して使用し、退職した職員の動向についてのデータを更新する方法を採るなど、臨時的任用に関する希望の把握をしてもらうよう、お願いをしているところでもあります。

さらに、優秀な臨時的任用候補者の確保という観点からは、元職員については、職員であった間の勤務実績等の情報をできる限り収集、管理し、より優秀な要員を確保できるように努める必要があります。

例えば、元職員のうちでも自己都合退職者の中には、育児や配偶者の転勤によりそのまま勤務できない等の家庭事情により職を離れた者もおり、その中に、勤務成績が優秀であったという者も存在していると考えられます。そういう者に対しては、臨時的任用についての情報が届かないことがほとんどであることを考えますと、発掘の方法によつては、ある程度の候補者が確保できる可能性があるかと考えております。

もつとも、実務から離れてかなり期間が経過している者についての任用については、注意を要するところでもあります。

な民事通常事件を素材として、書記官の作成する

四 書記官の研修等に関する諸問題について

小沼企画調査部長 どうもありがとうございます。それでは次に書記官の研修等に関する諸問題に移らせていただきます。

まず書記官を対象とする研修について、書記官を対象とする研修の現状と将来の構想等はどうかお聞かせください。

併せて、外国人事件担当書記官の研修等について、増加傾向にある外国人事件の適正な処理のため、これに対応できる書記官の養成、研修等についてはどういってお考えを持っておられるのかお聞かせください。

河野参事官

1 書記官を対象とする研修

(一) 書記官を対象とする研修の現状

(1) 書記官基礎研修

平成七年度の書記官基礎研修は、書記官任用試験（CP試験）合格者全員（二一四人）を対象として二回に分けて実施する予定ですが、平成六年度に比べると、期間が一日延長されたほか、研修内容も一部変更されています。具体的には、まず、職場からの要望が強かった模擬検証及びその講評について正規に三単位を設けることになりました。

また、従前は、民事、刑事、家事及び少年のすべての科目を対象にオールラウンドの研修を実施してききましたが、今年度はオールラウンド研修という特性を維持しつつ、個々の研修員が現に担当する分野についてより深い実務知識と技能を習得できるように、コース別の科目を設けました。

コース別の科目は、二〇単位で、「民事立会、執行コース」、「民事立会、簡裁コース」、「刑事立会、執行コース」、「刑事立会、簡裁コース」、「家裁コース」の五つのコースに分かれています。研修員は、これらのコースのいずれかを選択することができ、より職務に密着した内容の研修を受けられるよう配慮したものであります。

(2) 書記官専門研修

ア 民事実務（審理充実事務）研究会

民事実務（審理充実事務）研究会は、司法研修所の裁判官民事実務研究会と一部合同して実施するものであります。平成五年度及び平成六年度においても、同様の方法で民事実務研究会を実施し、大きな成果を上げることができました。平成七年度は、平成六年度に引き続いて、審理充実事務をテーマとして採り上げますが、より一層の成果が期待されるところであります。

イ 民事実務（供述調書）研究会

民事実務（供述調書）研究会は、審理充実事務に関連して、書記官が作成する供述調書についての在り方をテーマとして、中央での実施を予定しているものであります。この研究会では、具体的

中心として実施する予定であります。

と管理技法を習得させ、職務意識の高揚と管理

な民事通常事件を素材として、書記官の作成する供述調書について実践的な研究を行うことが予定されておりまして、職場のニーズに合致した研究会になるものと思われれます。

ウ 民事執行・破産事件担当書記官研修

各庁からの研修ニーズが高い民事執行・破産事件担当書記官研修は、民事執行事件担当者コースと破産事件担当者コースを組み合わせた研修であり、各高裁が実情に応じてどちらかのコースを選択して実施するものであります。この研修は、平成四年度から実施していますが、「実務に直結した内容の研修である。」と参加者から好評を得ておりまして、平成七年度も引き続き実施を予定しています。

(3) 書記官実務研修

書記官実務研修は、平成六年度から担当職務別職能研修として、新たに採り入れられた研修であります。この研修は、大量退職に伴って書記官層が急激に若返り、その経験不足による影響が執務にも出てきている状況があることを踏まえて、これらの若手の書記官を対象に、事務処理上必要な知識及び技能の一層の向上を図るために設けられたものであります。平成六年度は、各庁の実情に応じて自庁研修又は高裁ブロック研修として実施されたところでありまして、好評を得ましたので、平成七年度も、未研修者の多い民事、刑事部門を

すべての科目を対象にオールラウンドの研修を実施しているものであります。この研究会では、具体的

中心として実施する予定であります。

家事及び少年部門は、二、三名程度の対象者しかいない家裁が相当数あったため、平成六年度はすべて高裁ブロック研修として実施されました。平成七年度の家裁部門については、未研修者の占める割合等を勘案し、高裁単位で実施するかどうかを決定することにしました。

このようなことから書記官実務研修は、実務経験が比較的浅い者（書記官資格取得後三年目の者を中心に、その前後の者）を対象として、三日間で実施することを予定しています。

ところで、書記官としての実務能力の向上という課題については、短期間の職場外研修で目的を達し得るものではなく、日常の執務を通じて行われる管理者や先輩書記官の絶え間ない地道な指導と職員自らの自己啓発への努力に負うところが大きでありまして、職場において、折に触れOJTを心掛けることが何よりも大切と言えらると思えます。

(4) 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、中央研修で中間管理者（裁判部）を、委嘱研修で新任中間管理者研修を実施しています。

中間管理者（裁判部）研修は、民事、刑事、家裁の裁判部における中間管理者（訟廷（副））管理官及び主任書記官）に対し、職務遂行に必要な識

見と管理技法を習得させ、職務意識の高揚と管理能力の向上を図るとともに、書記官事務遂行上生じる諸問題について、研究させ、実務における指導性を発揮するに足りる実務処理能力の開発向上を図るものであります。民事及び刑事については毎年、家裁についてはほぼ隔年ごとに実施しておりまして、平成七年度は、民事、刑事、家裁のすべての部門につき実施する予定です。

なお、この研修は、平成六年度より期間を一日延長して、より充実した内容で実施される予定であります。

また、新任中間管理者研修は、新たに課長、課長補佐、訟廷（副）管理官、主任書記官等に任命された者に対し、職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員の育成を図るものであります。参加者は裁判部に限定したものではありませんが、部下の育成、リーダーシップ等を内容とする科目を設けて指導力の育成に力を注いでいます。

(二) 書記官を対象とする研修の将来の構想

周知のとおり、今後、裁判所では少量退職期を迎えます。この少量退職期において、より充実した研修を実施するために現行の研修体系の見直しを行ってきたところであり、職場のニーズにより合致した研修を実施したいと考えています。

少量退職期における研修体系の概要について

は、基本的には従前と同様に、管理者層、中間管理者層、係長・書記官層という現行の階層別研修を軸にしながら、各種の専門研修も配置して、職務知識の修得に重点を置く職能研修と人材育成に重点を置く能力開発研修の双方を効果的かつ効率的に実施していくこととなります。もともと、個々の研修については、職員の急激な若返り化や職場のOA化等の状況変化を踏まえて、研修の内容、方法等をより詳細に検討していく必要があると考えています。

ところで、書記官総合研修（総研）の在り方については、この研修の対象となる書記官が主任書記官を補佐する立場にあり、各裁判所を支える中核的書記官としての役割が期待される書記官層に對して実施することを目的とするものであることから、今まで対象とされた書記官層よりも現場における経験をもう少し積んだ書記官、すなわち、ジョブ・ローテーションをその中に組み入れ、今まで二分野くらいの実務経験で総研を受けていた者を三分野くらいの経験をえた上でこの研修を受けさせる方がその目的に適うものと考え、その対象者を現行より後送りすることになり、平成七年度の総研は不実施とされたところであります。

また、総研は、中堅書記官に對し、書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに、多様な裁判事務に對する積極的態

度を育成することを目的としたものであります。近年、大量退職期の影響による研修対象者の増加等の事情から研修日程が大幅に短縮されたため、研修効果が十分と言えるか等の声も聞かれましたところであり、そこで、この総研については、科目、内容、実施方法等についても全面的に検討を加え、新しい総研を平成八年度から実施する予定です。

以上のように、今後の書記官層に對する研修については、「養成部研修・書記官基礎研修」、担当部門の「書記官実務研修」、そして新しい「書記官総合研修」を三位一体として実施したいと考えています。また、書記官の専門研修については、内容等に應じて中央研修又は委嘱研修として実施することとし、時宜に應じた研修を実施していきたいと考えています。

2 外国人事件担当書記官の研修等

近年、外国人が被告人となる刑事事件、家裁における涉外事件、外国人少年による一般保護事件等（以下「外国人事件」という。）が増加したことに伴い、この種の事件の担当者に對する研修の実施の要望があることは承知しています。

現段階では、外国人事件の処理に關する研修を独立して実施する予定はありませんが、平成二年度に「涉外刑事事件における書記官事務の研究」として書記官実務研究がなされ（平成四年四月刊

行）、職場で大いに活用されていると聞いています。また、平成三年度以降の総研において、この種の事件を題材とした進行管理や実務の問題研究を実施しておりまして、更に平成四年度からは、中間管理者（刑事）研修の問題研究、養成部研修の刑事問題研究等の科目でも採り上げてきたところでもあります。また、平成六年度から実施された書記官実務研修においても、「涉外刑事事件における留意事項について」を重点科目として採り上げられてもいます。

今後も同様に、刑事部門等の各種研修において、外国人事件に關する科目を設け、内容を一層充実させたいと考えています。

なお、書記官だけを対象としたものではありませんが、平成六年度から一般職員語学研修を実施し、初年度は東京において英語と中国語、大阪において英語と韓国語の研修を行いました。この研修の実施結果を踏まえ、今後この語学研修の一層の充実拡大を図りたいと考えています。

3 OA研修の現状と展望

小沼企画調査部長 どうもありがとうございます。次にOA研修の現状と展望に移らせていただきます。パソコンの操作方法、活用方法、プログラミング等に關する研修の現状と展望についてお聞かせください。

服部第一課長 各種OA機器及びプログラムの

配布拡大に伴い、その操作方法等についてのOA

された場合、異動により担当者が交代した場合

、裁判所を訪れる外国法曹の数も増加の一途を

するとともに、多様な裁判事務に対する積極的態

として書記官実務研究がなされ(平成四年四月刊

服部第一課長 各種OA機器及びプログラムの

配布拡大に伴い、その操作方法等についてのOA
研修を実施する必要性が増大しており、その要望
も強くなっています。そのため、平成六年度から、
書記官研修所に設置されたOA教室において、情
報処理基礎研修及びその他の中央研修の機会を利
用して、情報処理に関する基礎知識を付与し、機
器の基本的な操作方法及び各庁に配布されたプロ
グラムの操作方法を修得させることを目的とした
OA研修を実施しているところであります。

また、養成部研修においても、正規の科目とし
て、希望者を対象としたアプリケーション・ソフ
トの実習等の研修を実施しています。今後も、昨
年度の実績及び現場における研修ニーズを踏まえ
て、一層充実したOA研修を企画し、実施してい
きたいと考えております。



(服部第一課長)

なお、職場内における実践研修も効果的な研修
方法の一つと考えられることから、書記官研修所
における中央研修の成果を現場に還元することに
も十分配慮してください。また、OA機器等が導

入された場合、異動により担当者が交代した場合
等には、職場において計画的かつ重点的な指導を
行い、確実な引継ぎがされるよう配慮していただ
きたいと思っております。

4 在外研究の実施状況と今後の方針等

小沼企画調査部長 次在在外研究の実施状況と
今後の方針等についてお聞かせください。

服部第一課長 一般職の外国出張については、
若手職員層を対象とする出張制度として裁判所事
務官等在外研究制度があり、毎年、アメリカ、フ
ランス又はドイツに研究員を送っており、特に平
成七年度は、派遣人員を一名増やす予定です。中
堅クラスの職員を対象とする制度としては、欧米
諸国に派遣する短期在外研究制度があります。

さらに、二週間欧米諸国に派遣する制度として
司法事情研究を実施していますが、このうちの二
部については、裁判所の特定の施策に関連した事
項の視察、調査を目的としています。これらの派
遣制度以外にも、総務庁主催の「東南アジア青年
の船」等への参加による短期の外国派遣も行って
おります。

国際化が進む中、司法の分野でも、国際交流の
場が増えるとともに、裁判所に持ち込まれる問題
も、外国との関係を考慮しながら多様な局面から
検討を必要とするものが増えてきています。外国
人が関係する刑事事件、民事事件等も増加してお

り、裁判所を訪れる外国法曹の数も増加の一途を
たどっています。

現在、我が国における裁判運営の改善が問題と
なっていますが、その検討に当たっては、外国の
裁判制度の運営が参考になることが少なくありま
せん。

このような状況の下で、多くの職員に外国の司
法制度を実際に見聞し、グローバルな視野を身に
付ける機会を持つてもらうことは、個々の派遣者
のみならず、裁判所全体にとっても有意義なこと
であると思われれます。このような観点から、派遣
の形態等の運用面においても、なお一層の充実化
のための努力を続けていきたいと考えておりま
す。

五 OA機器の活用等について

1 裁判事務におけるOA化の現状と今後の展
望

小沼企画調査部長 どうもありがとうございます
です。OA機器の活用等に移らせていただきます
が、まず、裁判事務におけるOA化の現状と今後
の展望についてお聞かせください。

服部第一課長

ア ファクシミリ

民事事件の当事者との事務連絡等に利用する
ファクシミリについては、民事事件用として、高

裁本庁、地裁本庁及び大規模地裁支部に、また、司法行政用との共用として、高地裁支部にそれぞれ相当台数のファクシミリを導入し、審理充実事務を補助するものとして活用を図っています。

これまでの配布により、司法行政用との共用を含めると、民事事件に利用できるファクシミリは、高地裁本庁及び地裁本庁についてはおおむね二箇所一台の割合で、高地裁支部についても全庁に最低一台は配布したことになります。

さらに、簡裁についても、昨年度、東京簡裁及び大阪簡裁に実験的に配布し、簡裁の民事事件におけるファクシミリの利用の可能性について検証を開始したところです。

高地裁各庁においては、その効率的な活用を図るためにファクシミリ取扱要領が定められており、事前準備の一環として、訴訟進行に関する照会、期日請書、和解条項案のやりとり等に積極的に利用されています。準備書面、証拠申出書等の送受信できる文書の範囲は拡大されつつあり、当初制限していた庁でも利用する取扱いに変える庁が増え、審理充実に大きく寄与しているものと考えています。

このほか、刑事事件及び家事・少年事件についても、事務処理の迅速化を図るため、平成三年度以降、地裁本庁又は家裁本庁に実験的にファクシミリを配布しています。これらの庁における利用

在そのための準備作業をしているところです。

状況等を十分に勘案しつつ、今後の配布計画について検討していきたいと考えています。

イ 破産事件処理用パソコン等

破産事件処理用、督促事件処理用及び執行事件配当用として、事件処理用パソコンを配布しています。このうち、督促事件処理用パソコンについては、これまでの実験の結果や各庁から寄せられた要望を踏まえて、当初に配布したプログラムを改良し、パソコンの更新とともに新プログラムを配布してきており、昨年度までに当初プログラムの配布はほぼすべてに配布を完了しました。これに伴い、昨年度、同プログラムの操作担当者に対する中央研修を書研で実施したところです。

破産事件処理用パソコンについても、平成六年度にプログラム改良を行いました。この新プログラムは、LAN対応であり、また、データ入力中でも別事件に関する照会に応じるなど、同時に複数の事務処理が可能になっており、本年度から順次配布していく予定です。

ウ 量刑検索用パソコン

刑事事件の量刑の参考に資するため、全国の高地裁本庁、地裁本庁及び大規模支部に量刑検索用パソコンを配布しています。量刑検索用ソフトとしては、これまでに殺人罪及び業務上過失致死傷罪のソフトを配布しており、本年度は薬物事犯のソフト開発を行っているところです。

が、明確にした中、長期的な構想を検討し、これに

エ システムOAの開発状況

(ア) 大都市簡裁督促事件処理システム

これは、大都市簡裁における督促事件の受付から終局までを可能な限りコンピュータ処理するシステムであり、新大阪簡裁においては平成五年四月から、新東京簡裁においては平成七年一月からそれぞれ運用を開始しました。

現在のところ、両簡裁とも順調な運用がされており、今後の運用状況を見守っていきたいと考えています。

(イ) 不動産執行事件処理システム

これは、不動産執行事件の受付から終局までの手続の進行管理、配当計算等の執行事件の事務処理全体をコンピュータ処理するシステムであり、今後運用テスト等を行った上、平成七年度中に東京地裁で運用を開始することが予定されています。

(ウ) 少年事件前歴検索システム

これは、千葉、浦和、神戸、横浜、名古屋、福岡及び東京（平成七年四月から実験開始）の家裁七庁で実験が行われています。これらの庁においては、実験庁の要望等も踏まえて改良したプログラムによる定型書式の印刷、交通関係事件分類処理、簡易ソフトを利用した統計事務等を含め、実験の経過としては順調に推移しています。今後、大阪家裁で実験開始することを予定しており、現

ア 書記官調書作成用ワープロの配布状況等

ミリを配布しています。これらの庁における利用

フト開発を行っているところですが。

大阪家裁で実験開始することを予定しており、現

在そのための準備作業をしているところです。

(四) 調停事件管理システム

これは、東京簡裁及び東京家裁において平成七年三月から本稼働が開始されているシステムであり、調停事件及び調停委員情報をデータベース化することにより、調停室の予約管理、調停事件の進行管理及び調停委員の管理等を行うことを主な内容とするものであります。

オ 今後の導入計画

OA化についての基本的な考え方は、次のとおりです。すなわち、OA化は、単に便利な機器を従来の事務の中に導入するにとどまらず、事務処理の方法を見直し、職場全体の事務を改善していくための一つの手段として考える必要があります。これまでのOA化の経過を見ると、事務の効率化に相当の成果を上げてきたと言えますが、一方で、OA機器の運用が特定の担当者に頼りがちになるなど、種々の問題点も生じてきています。

また、今日のOA化をめぐる技術動向を見ると、パソコンの性能の向上、それに伴う集中処理から分散処理への転換、異機種パソコンを利用できるオープン化等の技術の革新は、目覚ましいものがあります。このような状況を考えると、今後、効果的なOA化を図っていくためには、技術の進歩を十分考慮に入れた上で裁判所の事務全体を対象として、「事務見直し方策としてのOA化」の視点

を明確にした中・長期的な構想を検討し、これに基づいた実行計画を立てていく必要があると考えられます。

これまで、通信、文書作成、計算処理、情報管理等の事務に活用すべく小型のOA機器を導入するとともに、一部の分野において、一連の事務処理の流れ全体を検討してシステム化を図るものとして、大都市簡裁督促システムや不動産執行システム等の開発を行ってきました。その結果、大阪簡裁及び東京簡裁において大都市簡裁督促システムの運用が開始され、平成七年度中には東京地裁において不動産執行システムの運用が開始される予定です。

大規模システムの開発及び導入に当たっては、業務分析、システム設計、プログラム製造、運用・総合テスト等の種々のプロセスを経る必要があります。今後のシステム開発及び導入に当たっては、これまでのシステム開発の結果を十分に把握、分析した上、ノウハウの蓄積及び活用を図っていかねければならないと考えております。

2 調書作成用のワープロの現状と今後の展望
小沼企画調査部長 書記官調書のほとんどが、

ワープロで作成されている状況ですが、書記官に対するワープロ支給の今後の方針やOA化の展望についてお聞かせください。

服部第一課長

ア 書記官調書作成用ワープロの配布状況等
書記官調書作成用ワープロは、補助用ワープロも含めて当初配布したワープロについては機器劣化等が生じているので、補助用ワープロ、書記官調書作成用ワープロそれぞれにつき、相当数を更新しました。

更新に当たっては、書記官調書作成用及び補助用のいずれのワープロも、裁判官に配布しているワープロと同じレベルの機器を標準機種としました。機器のレベルアップ等に伴い、これらのワープロについては、これまで以上に有効に活用していただきたいと思えます。

イ 今後の配布計画

今後のワープロ配布については、機器の有効活用、事務処理の効率化、仕事のしやすい執務環境の整備という観点から、予算の状況等を考慮に入れながら、配布台数の拡大の可能性について検討していききたいと考えています。

もっとも、機器の劣化等により更新の必要な機器がまだ相当数に上るので、当面は、その更新を進めていくことを優先せざるを得ないことを御理解いただきたいと思います。

六 書記官事務に関する最近の動向について

1 民事訴訟法の改正と書記官の審理充実事務
小沼企画調査部長 どうもありがとうございます

した。それでは次に書記官事務と関する最近の動向についてのところに移らせていただきます。まず、民事訴訟法の改正と書記官の審理充実事務について、民事訴訟法の改正作業の状況及び今後の予定はどうか。また、民事訴訟法の改正作業を踏まえた上での書記官の審理充実事務の在り方等について、お聞かせください。

小池第二・第三課長

- (一) 民事訴訟法の改正について
(1) 改正作業の経過



(小池第二・第三課長)

平成二年七月に法制審議会民事訴訟法部会において、民事訴訟手続の見直しを審議事項とするのが決定された後、平成三年に「民事訴訟手続に関する検討事項」がまとめられ、平成五年に、法務省民事局参事官室が同部会の了承を得て「民事訴訟手続に関する改正要綱草案」を公表し、関係各界に対する意見照会が行われました。その結果を踏まえて、更に審議を続け、本年中には法制審議会総会で「民事訴訟手続に関する改正要綱」を

決定し、答申することを目指して作業が進められています。

なお、法制審議会における審議を踏まえて、法律事項と規則事項の振り分けや規則事項として新たに定めることが適当な事項の選定についても検討が行われています。

(2) 改正内容等について

法制審議会における審議では、書記官権限化に関する項目として、支払命令及び仮執行宣言を発付すること、裁判長の許可を要せず公示送達をすること、裁判所が訴訟費用の負担を定める裁判においてその額を定めなかったときにその額を定めること、裁判所の決定に基づき、調査嘱託及び文書送付嘱託の嘱託行為をすること、裁判長の命令に基づいて、訴状の記載について必要な補正を促すこと、口頭弁論期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関して、当事者に対して問を発し、又は立証を促すこと、第一回口頭弁論期日前に、当事者から、訴訟の進行に関する意見等の事情聴取をすることなどが取り上げられており、要綱に盛り込まれる方向で審議されています。

また、争点及び証拠の整理手続の整備、証拠収集手続の拡充、証人の陳述等を録音テープ等に記録し、調書の記載に代えること、少額事件手続の創設、送達手続全般の見直しなども審議されています。

このような改正の検討は、裁判所では、事務総局民事局が中心となって行っていますが、総務局としては、書記官の意見が民事訴訟法の改正作業に十分に反映され、民事訴訟の運営の在り方を改善するとともに、将来の書記官事務の在り方として望ましい法改正が実現するように、民事局等とも十分に協議を行いながら、引き続き努力していきたいと考えています。

なお、本年度開催が予定されている民事首席書記官協議会においても、民事訴訟法改正に伴う書記官事務の留意事項等について協議することを考えています。

(二) 審理充実事務について
先ほど述べましたような検討項目の幾つかは、これまで皆さんが努力されてきた審理充実事務を法制面において認めようとするものであり、さらには、このような書記官の職務に関する改正が実現すれば、書記官が、より積極的かつ主体的に訴訟運営にかかわっていく基盤となり、書記官事務の在り方を変化させる大きな契機の一つになると考えられます。

このような民事訴訟の運営の場において書記官が果たすべき仕事を総称したものは審理充実事務と呼ばれ、その具体例の幾つかは、これまでも実務研究報告書、各庁の実施要領などで紹介され

おいては、裁判官と書記官が綿密な意思疎通を図り、協働して審理の充実・促進を実現しようとするいわゆる審理充実事務が全国的な広がりを見せているところです。家事事件においても、事件処理要領に形式的に従うだけでなく、個々の事件の流れの中において早期に争点をとらえ、審理を促進していくための実質的かつ積極的な審理充実策を考えていく必要があるものと考えられます。

そこで、昨年度は、高裁ブロックで家事首席書記官協議会が開催され、遺産分割事件を中心とした家事事件における書記官の役割というテーマの下に、書記官が調停期日に効率的に立ち会うための工夫、争点把握や情報収集の方法、書記官の評議への参加、書証の整理や目録の作成方法、長期未済事件の処理方法、遺産分割事件専門部の設置など書記官事務に関する様々な論点について、活発な議論が行われました。ここでは、法律的素養を持つ書記官が、事件の中心に深くかかわって実質的な進行管理を行っていくことについて、各庁から積極的な意見が出され、多くの成果を得ることができました。

家事事件の場合、法律、規則等に手続的な定めが比較的少ないことから、従前の運用や慣習に従うところが多かったため、これまでの家事係書記官はどちらかというと裏方的な存在に回り、期日の管理、関係者の呼出し、審判の立会い、調書の

作成などの形式的な事務処理が仕事の中心であったように思われます。しかし、これからは、先ほどのような審理充実策を積極的に推進していくため、書記官が事件の受付段階から事実整理を行い、調停期日にも効率的に立ち会って、当事者の主張等を整理して記録化し、事件によっては調停の評議にも参加して意見を述べるとして、情報の収集、整理、伝達の役割を担って、積極的な連絡や調整を図っていくことが求められているわけであります。

かつては、ややもすれば、家裁の書記官事務に消極的なイメージが付きまっていた嫌いがありましたが、大量退職の後に家裁に配置され、家裁における書記官事務に対しこのような先入観を持たない若い書記官の皆さんが、積極的に仕事に取り組み、新しい家事係の書記官像を実現していることを期待しています。

3 最近の書記官事務等の過誤事例と過誤防止策

小沼企画調査部長 ありがとうございます。次に、最近の書記官事務等の過誤事例と過誤防止策についてですが、最近の過誤事例等で、特にお話しただけることがあればお聞かせください。併せて、過誤防止対策について、どのように考えておられるか伺います。

大根参事官 近年、毎回この話題が出ることは

非常に残念であります。昨年の座談会以降も書記官事務に関する不祥事や過誤事例が起きています。

昨年一〇月には、ある独立簡裁において過去約三年間にわたり督促事件を一人で処理していた事務官が、事務処理の遅滞を隠すために、裁判官名の印鑑を勝手に入手して、これを使って一〇〇〇通以上の仮執行宣言付支払命令書を偽造していたことが発覚しました。

この事例については、本人の遵法精神の欠如等が直接の原因であることは当然であります。が、何よりも長期間にわたり督促事件等の処理を一人の事務官に任せ切りにしていた事務処理態勢に大きな問題点があると考えられます。独立簡裁などにおいては、人的な構成の関係で廷吏事務官等が実質的に督促事件や略式事件の処理に当たることが多いと思われませんが、そのような場合においても担当書記官や主任書記官が自己の責任を十分認識し、定期的なチェックを行ったり、随時担当者の相談に乗ったりするような指導監督態勢をとることが不可欠です。さらには、職場内研修の充実、実効的な書記官事務査察の工夫なども行っていく必要があると思われれます。

また、最近の傾向として記録や提出書類の保管状況がずさんであったり、他の事件の処理に気を取られたりして、処理すべき事務を失念したり、

手続を大幅に遅延させたりする事例が見られます。

職員が堅実、廉直な姿勢を保ちながらも、常

業務委託をし、不動産執行事件の処理態勢の補

手続を大幅に遅延させたりする事例が見られま
す。例えば、上訴記録等を送付せずに放置してい
た事例、保釈許可決定があり保釈保証金が納付さ
れたにもかかわらず検察庁への納付通知を失念し
たため、当日被告人が釈放されなかった事例など
の報告がありました。これらの事例は、いずれも、
自己が担当する事件の進行状況や記録等の存在を
絶えず確認しておくという書記官としての基本姿
勢が欠けていたものと言わざるを得ません。事件
記録等の重要性を再認識し、常に記録庫等を整理、
点検したり、後回しにした事務処理をメモしてお
くなどして、うっかりミスを防ぐ工夫をしてほし
いと思います。

なお、最近では、完全週休二日制の実施等により
当直勤務の時間帯が長くなり、各庁において経験
の浅い書記官が令状事務を担当する機会が増えて
いますが、令状事務は、その性質上、小さなミス
が人権侵害にもつながる可能性がありますから、
それぞれの現場において、マニュアルを作成した
り、研修を実施するなどして指導を徹底させる必
要があると思われまます。

このように、裁判事務に関する不祥事や過誤は、
当該事件の関係者に多大な迷惑を掛けるだけでな
く、裁判所全体に対する国民の信頼を損なうもの
です。平成六年の長官所長会同において、最高裁
長官から「裁判所が真に国民に信頼されるために

は、職員が堅実、廉直な姿勢を保ちながらも、常
に創意工夫を凝らし、血の通った仕事をしていく
ことが必要であります。」と訓示されました(平成
六年六月一五日付け裁判所時報参照)。この趣旨を
職員一人一人が自覚して、過誤を未然に防ぐため
に日ごろからできる限りの努力を惜しまず、ただ
いま紹介したような事例が二度と繰り返されない
よう心掛けてほしいと思います。

また、最近、ワープロによる調書作成の際に、
誤った様式を用いたり、前に作成された調書の一
部をそのまま残してしまったりするケアレミスが
目立つようになっています。確かにワープロによつ
て調書を作成すると、便利で見やすいという利点
はありますが、作成後にもう一度見直し、点検を
行うなどして、細心の注意を払ってほしいと思い
ます。

4 執行事件担当部における業務委託の実施状 況

小沼企画調査部長 東京地裁に続いて大阪地裁
でも業務委託を行っています。執行事件担当部
における業務委託の実施状況についてお聞かせく
ださい。

小池第二・第三課長 平成六年度においては、
東京地裁民事第二一部及び大阪地裁第一四民事部
における不動産競売申立事件の急増等に対処する
ため、外部に委託できる業務について、司法協会

に業務委託をし、不動産執行事件の処理態勢の補
完を図ってきました。

具体的な業務委託内容としては、東京地裁の不
動産執行係では、受付事務補助(記録の作成、帳
簿への記載等)、終期・配当要求に関する事務補助
(配当要求終期の決定・公告、債権届出の催告等)、
記録の閲覧・謄写事務補助(閲覧申請の受理・貸
出し・返却等、物件明細閲覧事務)、予納金の支払
事務補助(現況調査手数料、評価料の支払等)、売
却・配当に関する事務補助(実施命令、期間入札
の公告・広告等)、事件終了に関する事務補助(取
下げ・無剰余の取消しに関する事務等)が、債権
執行係では、受付事務補助(記録の作成、帳簿へ
の記載等)、送達に関する事務補助、事件終了に伴
う事務補助、電話加入権差押事件の事務補助等が
行われています。

また、大阪地裁の不動産執行係では、代金納付
係の事務補助(代金納付期限通知事務、通知書の
作成等)が、債権執行係では、電話加入権強制執
行係の事務補助(差押命令正本の作成、同送達手
続等)、電話加入権質権実行係の事務補助(受理、
立件手続等)等が行われています。

平成六年度の新受件数が相変わらず増加傾向に
ある中で、業務委託は、執行事件処理に成果を上
げていると思われまます。

このような状況の中で、書記官等の増員を行っ

てきましたが、依然職員は繁忙である上、新受件数が高水準のままであり、未済件数が増加を続けていることから、平成七年度においても、これらの事態に機敏に対応するため、四月から東京地裁民事第二一部においては一人、大阪地裁第一四民事部においては四人の業務委託を司法協会に行っています。

七 総務局第三課の当面の施策等について

小沼企画調査部長 次に書記官事務に関連する当面の施策等について、お話しただけることがあれば、お聞かせください。

小池第二・第三課長

1 供述録取事務の改善策

供述録取事務の方法や供述調書の在り方は、従来から議論のあった重要な問題ですが、民事及び刑事の第一審を中心として供述録取事務が書記官事務の中で大きな比重を占めている現状を考えますと、改善策を検討していく必要性を感じています。

当事者等からは逐語的調書の要請が強いという話も聞きますが、適正迅速な裁判という観点からは、やはり争点をきちんと押さえためりはりのある要領調書が望ましいと考えています。このような意味から、民事の分野で全国的に広がりを見せつつある審理充実事務を進め、尋問自体が争点を

絞って行われ、また、書記官自身も争点を把握して法廷に臨むことができれば、これまで以上に要領調書を作成しやすくなると考えられます。このようなことから、審理充実方策と要領調書とは、言わば二人三脚の関係にあると思われれます。

なお、この供述録取事務の問題は、民法改正問題に絡むだけではなく、速記問題やOA化問題とも有機的に関連してくる問題でありますので、総務局としては、これらの問題も総合的に考慮して、在るべき書記官像はどういうものか、コートマネージャー的な仕事をしていくに当たり、供述録取事務の負担とその在り方をどのように考えていくべきか等について更に検討していきたいと考えています。

大根参事官

2 通達の改正

(一) 事件記録等保存規程、同運用通達等の改正について

事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の一部を改正し、一律五年とされていた督促事件記録の保存期間について、却下の裁判の確定又は支払命令の送達前における取下げによって完結した事件の記録を除いて三年にするるとともに、督促事件及び新たに定義した債権等執行事件の記録等の保存期間について、別段の定めをすることができるとにしました。

総務局では、昭和四一年一月七日付け最高裁

総三第四〇号事務総長通達「民事事件および行政事件の仮既済処理の実施について」の改正を検討してきましたが、上記規程の一部改正を受けて、新たに平成六年一月九日付け最高裁総三第六四号事務総長通達「民事事件及び行政事件の仮既済処理の実施について」を定めるとともに、平成四年二月七日付け最高裁総三第八号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」を改正しました。保存通達の一部改正は、督促事件及び債権等執行事件の記録等の保存期間の始期について別段の定めをしたものであり、①督促事件について、当事者の住所が明らかでない等の事由により支払命令又は仮執行宣言付支払命令を送達することができないまま、支払命令を発した日又は仮執行の宣言をした日から五年を経過したときは、その五年を経過した日から当該記録の保存期間を起算することとし、②債権等執行事件について、債権の取立ての届出等がないまま、差し押さえられた債権及びその他の財産権に関し差押命令が債務者に対して送達された日から一週間を経過した日から五年を経過したときは、その五年を経過した日から当該記録及び事件書類の保存期間を起算することにしたものです。また、新たに発出された仮既済通達は、基本的には従来の内容を引き継ぎましたが、保存通達の一部改正との関係から、

民事執行事件の仮既済事由から、債権の取立ての

成五年度から改訂作業を進めてきましたが、

ですので、調書作成の際や和解の席上でも手輕

ている審理充実事務を進め、尋問自体が争点を

することか

民事執行事件の仮既済事由から、債権の取立ての届出等がないため完結しない債権等執行事件を除いたものです。

(二) 押収物通達の改正について

昭和三十五年六月一四日付け最高裁第一一八五号事務総長依命通達「押収物等取扱規程の施行について」を廃止し、平成七年四月二八日付け最高裁第三第二四号事務総長依命通達「押収物等取扱規程の運用について」を定め、同年六月一日から実施します。基本的には従来の内容を引き継ぎますが、改正に当たっては、第一に、過誤防止の観点から、個々の事務処理における責任の所在をより明確にすること、第二に、現行通達実施後により首席書記官会同等の協議結果や照会回答などにより実務に定着した取扱いを盛り込むこと、第三に、事務の合理化を図ることの三点に留意しました。

3 執務資料の刊行

(一) 「破産事件における書記官実務の研究」の刊行

大型破産事件の増加や、消費者破産事件の激増に伴う免責事件の増大により、破産事件の適正かつ迅速な処理が要請されることから、破産事件担当者の手引書として、書記官実務研究報告書を訴訟執務資料第六五号として刊行しました。

(二) 「事件記録等保存規程の解説」の改訂版の刊行

平成五年度から改訂作業を進めてきましたが、事件記録等保存規程の改正等を踏まえて、改訂版を刊行しました。

4 裁判用能率器具等の配布状況

平成六年度における裁判用能率器具等の配布については、厳しい財政状況の下で、緊急性、効率性の高い備品を優先してきました。しかし、時代に合った能率器具の活用を積極的に検討しており、平成六年度は、東京家・簡裁に手続案内システムと受付状況表示システムを設置しました。

検証用ビデオカメラについては、平成四年度から高裁及び地裁に対する整備を行っていますが、これまで配布されたビデオカメラの利用状況を見ますと、放火事件における石油ストーブの転倒実験のように写真や言葉で表現困難な動的形態の状況を表現するのに適しているとか、検証に赴かなかった裁判官でも後日再生ビデオを見ることができるとの意見が寄せられました。総務局としては、いずれかの段階でビデオカメラを活用した検証の実施例を集約して、活用状況、その成果等を関係職員の方々にお知らせしたいと考えています。

平成六年度の配布機種は、従前のものとは異なり、液晶画面の大きい液晶型ビデオカメラを配布しました。この機種は、大型の液晶画面が一体化しており、ビデオデッキを使用しないで再生が可

能です。調書作成の際や和解の席上でも記録に再生できるという利点があります。また、山林検証等の広範囲な検証の場合でも、遠方にある指し説明地点を画面により確認することができるといふ利点もあります。

総務局から、「検証等におけるビデオカメラの活用について」と題する小冊子を配布していますが、より一層の活用をお願いしたいと思います。なお、ビデオカメラの使用方法等について気付いたことがあれば、お知らせください。

自動契印機については、事件の複雑化等により、判決の長文化に耐えられるようなものをとの要望もあり、強力な自動契印機の製造についてメーカーと打ち合わせ中です。

録音機については、従来配布していた中型録音機の製造が中止されたことから、新しい後継機種を検討が必要となっています。近年の技術革新は目を見張るものがあり、書記官等の意見を取り入れたら選定を検討したいと考えています。

消耗品の関係については、従前は配布希望数量から調整していましたが、平成六年度は新受事件数等を参考に配布数量を決めて配布しました。今後このような基準で配布しようと考えています。厳しい財政状況下での効率的な能率器具等の配布に積極的に取り組むたいと考えていますので、特にビニール表紙や分界紙などの消耗品につ

いては、破損の程度が少ないものを再利用するなど節約に努めてください。

八 その他

1 阪神・淡路大震災に伴う神戸地・家裁を中心とする裁判事務の特別処理方策について
 小沼企画調査部長 どうもありがとうございます。小沼企画調査部長 そうですね。阪神・淡路大震災に伴う調停申立手数料免除特別法が制定されましたが、その運用上の諸問題、その他この大震災に伴う裁判事務への影響についての最高裁の認識及び対応策等について、お聞かせください。

服部第一課長

ア 民事調停手数料免除特別法について
 (ア) 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律が本年三月一〇日に成立し、同月一七日に公布され、同日から施行されました。この法律は、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、当該紛争に係る民事調停法による調停の申立ての手数料について特別の免除措置を講ずるものです。

この法律の骨子は、特例法施行の日（平成七年三月一七日）に阪神・淡路大震災について罹災都市借地借家臨時処理法第二五条の二の規定が適用

されている地区に、平成七年一月一七日において住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争について、同日から平成九年三月三十一日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、その申立ての手数料を免除するというものでありまして、附則の規定により、平成七年一月一七日から適用するものとされています。

(イ) 特別法については、政府広報による発表も含めて広く市民に伝わるよう広報活動に留意しており、現実の運用に当たっては、窓口指導を適切に行っていることもあって、格別の問題は生じておらず、市民からの苦情といったものも寄せられていないようです。

特別法に定める被災地区に住所等を有していた者や震災に起因する民事に関する紛争といった要件の認定についても、書記官による窓口対応でスムーズに対応できており、トラブルといったものは生じていません。

また、法律施行前においても、窓口では当該申立てについての手数料の納付を猶予する運用に努めていたため、還付請求をめぐる混乱も出ていません。

イ 大震災に伴う民事裁判事務への影響及びその対応策

(ア) 震災後しばらくは避難や復旧に追われて余

裕のなかった被災者や弁護士も、二箇月を経過するころからようやく落ち着きを取り戻し、震災を原因とする様々な紛争を裁判所へ持ち込むようになってきています。

この種の事件は、訴訟で白黒をはっきりさせるよりも、当事者の合意によって円満に解決することが望ましい事件類型であると考えられますので、今後は調停が積極的に利用されるのではないかと思います。現に、三月以降は震災関連の調停申立てが増加しています。

(イ) 今後増加が見込まれる調停事件に対処するため、神戸簡裁に震災関連事件を専門に担当する調停係を二係増設し、近隣裁判所から裁判官の応援態勢を執るとともに、書記官及び事務官を新たに配置しました。また、同簡裁では、震災関連の調停申立てに関する受付相談態勢を充実させるため、庁舎一階ロビーに仮設の受付相談室八室を設置し、定型申立用紙も備え置いて多数の申立てに迅速に対処できるように配慮しています。

なお、西宮簡裁では、構内にプレハブの仮設事務室を設置し、震災関連事件担当の調停係を増設し、書記官及び事務官を新たに配置しました。伊丹簡裁でも、書記官を新たに配置しています。

(ウ) 多くの調停事件が申し立てられた場合に、これを適正迅速に処理するために、必要な数の調停委員を確保したいと考えており、他の庁で既に

市借地借家臨時処理法第二五条の二の規定が適用

(7) 震災後しばらくは避難や復旧に追われて余

停委員を確保したいと考えており、他の庁で既に

調停委員をしている人を併せて神戸地裁管内の民事調停委員にも任命する手続を執っています。

原庁で本人の意思を確認した上、了承が得られた候補者について直ちに任命上申手続を行うようにしており、これまでに大阪地・簡裁所属の調停委員、大阪家裁所属の調停委員及び神戸家裁所属の調停委員のうち、一六九人の弁護士調停委員から了解を得られたので、これらの人を神戸地裁管内の民事調停委員に併任する手続を行いました。また、このほかにも、新規に二六人の弁護士を調停委員に任命しました。

(5) 多くの人に調停手続を知ってもらうために、従来から調停の内容を分かりやすく説明したリーフレット等を地方自治体の市民相談窓口等に備え置いています。震災後、これらのリーフレットを更に被災地の地方自治体等に追加配布しています。

さらに、調停手数料の特例に関する法律についても、被災者等への周知を図るために、その内容を説明した通知文書を裁判所の玄関や受付窓口等の見やすい位置に掲示するとともに、法務省作成のポスターも併せて掲示する予定です。また、裁判所においても、特例法の内容を解説した書面を作成し、裁判所や自治体の市民相談窓口等に備え置いているリーフレットに挟み込むようにして、一般の人にもよく分かるようにしています。

2 書記官室等の資料整備について

小沼企画調査部長 最後の質問に移りますが、書記官事務等に関する資料整備計画等、お話しただけのことがあれば、お聞かせください。

小池第二・第三課長 これまで、書記官室等の裁判部事務室の図書資料の整備は十分と言えない面が見られました。そこで、総務局では、平成六年度から、資料室備付用図書資料の整備の一環として、書記官室、家裁調査官室等の裁判部の事務室に裁判関係の執務用図書資料を整備し、事務処理の効率化を図るために、各下級裁判に予算の示達を行うこととして、この計画を実行しました。

示達額は、各庁の規模等により異なりますが、各庁において小規模な支部、簡裁への整備については、特に配慮されるよう連絡してあります。

この計画で備え置かれる図書については、各事務室の希望を踏まえ、各庁の資料課が指導裁判官の指導の下に決定することになっており、できるだけ職員の希望に沿った運用がされるよう配慮されています。総務局としては、整備の状況、運用の状況等を十分に把握して、今後の運用の改善、充実に努めたいと考えています。

小沼企画調査部長 これをもちましてお聞きしたいことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございます。

斉藤総務部長 以上をもちまして、座談会を終

了させていただきます。開会に当たり、会長から御挨拶を申し上げます。

浅井会長 本日はどうもお忙しいところ、長時間にわたり多くのテーマについて大変有意義なお話を伺わせていただき、ありがとうございます。この結果は全国の会員に伝えますとともに、今後の活動の参考にさせていただきます。これまでこのような座談会は、年一度お願いしているところですが、テーマによりましては、来年度まで待たずに最新の情報を会員に提供したほうが、実効性がある場合がございます。お忙しいとは存じますが、その節にはぜひ御配慮のほどをお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

速記問題について

小池総務局第三課長に聞く

浅井書協会長、青木事務局長、斉藤総務部長は、検討が続けられている速記問題についてお聞きするため、六月一五日、総務局に小池第三課長と大根参事官を訪ね、次のような内容の説明を受けてきましたので、総務局・人事局各課長、参事官との座談会の追加記事として掲載します。

書 協 去る五月九日に行われた座談会の席上では、速記問題について、現在検討中であるという理由で回答を留保されましたが、その後速記管理研究会等が開催されたりして、この問題が進展を始めていると伺っています。速記官の問題は、私たち書記官にとっても影響の大きい問題を含んでいると思われまますので、現時点での検討の経緯をお聞かせ願えないでしょうか。

小池第三課長 平成五年から三名の速記官を総務局に配置して、これらの人々を含めて速記問題の検討プロジェクトチームをつくり、速記問題について、中長期的観点に立った検討をしていると

ころですが、その検討の経緯及び今後の見通しについて簡単に紹介させていただきます。

平成七年一月上旬には、「裁判所速記官を取り巻く諸問題について」と「裁判所速記官の大量退職に対する対応策について」という二冊の小冊子を速記官をはじめとする職員に公表しました。この二冊の小冊子のうち、前者は、速記を取り巻く裁判所内外の客観的状況について取りまとめたものです。後者は、速記官の大量退職に対する対応策について、考えられる対応策を並列的に列挙し、それぞれの長所、短所を羅列したもので、今後検討すべき課題として提示しているものです。この二冊の小冊子は、すべての速記官に配布され、主任書記官にも配布されました。希望する書記官にも閲覧できるようになっています。

また、平成七年一月中旬に最高裁で開催された速記管理官研究会、その後各高裁で開かれた速記官研究会で、この二冊の小冊子についての説明、意見聴取を行ってきました。

書 協 速記問題の検討プロジェクトチームをつくったということは昨年の座談会の席上で伺いましたが、どのような観点から検討されてきたのかお聞かせください。

小池第三課長 「裁判所速記官を取り巻く諸問題について」では、速記タイプを安定的に確保していくことが厳しい状況にあること、速記官の人

材確保が困難な状況にあることなどが指摘されていますが、このような状況の中で、裁判所として、将来にわたって増大する逐語調書の要請に対し永続的かつ安定的にどのように対応していくかが大きな課題となっているわけです。今後、ある時点で速記官制度を維持することができなくなれば、速記録に代替する逐語調書をだれがどのようにして作成するのかという問題に直面せざるを得ませんし、このような事態は、書記官事務に大きな影響を及ぼすことが明らかです。

書 協 速記録に代替する逐語調書の作成が書記官の職務内容となるとすると書記官事務に大きな影響を及ぼすこととなりますが、この問題について書記官層にはどのような説明がされているのでしょうか。

小池第三課長 検討チームでは、去る五月二九日に開催された速記管理官研究会に向けて、「これからの逐語録作成方法と速記官制度について」と題する研究会資料を作成し、その中に検討チームとして考えられる具体的方策を掲記し、研究会参加者の検討・討議の対象とすることにしました。この速記管理官研究会においては、速記管理官のほか、高裁首席書記官が参列し、供述録取事務の在り方、さらにはこれからの書記官事務の在り方についても協議しました。

このように、速記問題は書記官事務の在り方に

大きくかわる問題であるところから、この研究会資料は、前記の二冊の小冊子等と共に、全速記官、高裁及び地裁の全書記官、家裁及び簡裁については主任書記官以上並びに高裁及び地裁の立会部に配置されている裁判部事務官に配布され、それ以外の書記官及び裁判部事務官にも閲覧できるようにしました。

書協 書記官や裁判部事務官も閲覧できるということですが、研究会資料では具体的にどのような方策なり方針が提案されているのでしょうか。また、その提案の中に書記官の在り方等についても触れているのでしょうか。

小池第三課長 研究会資料では、考えられる具体的方策の一つとして、録音反訳方式の利用についての検証を行うことが提案されています。この提案は、客観的状況等を踏まえ、今後の逐語録需要に的確に対応し、更に逐語録作成態勢の拡充を図っていくためには、機械速記方式に代えて、新しい逐語録作成方式の導入を図る必要がありますが、その代替方式としては、録音反訳方式が最も適当かつ現実的であると思われるという考え方に基づいています。

このような検討は、裁判手続における供述録取方式の一部の変更について考えることになり、また、書記官の職務の内容や仕事の進め方にも関係や影響があります。この点について一部には、

書記官が逐語録作成事務に大きく関与することになり、審理充実事務等において、目指してきた方向と食い違うのではないかとという指摘もあることは承知しています。

前述の研究会資料では、速記問題の検討と書記官事務の関係について、速記問題の検討は、書記官がコートマネージャーとしての役割も果たしていくという考え方に沿った方向で進めるべきであるとして、次のように触れております。

「これからの書記官制度の在り方は、民訴法改正の方針等にも現れているように、書記官が審理の充実と円滑な進行に積極的に関与していくことトマネージャーとしての役割も果たすという方向で考えられており、その実現には人的物的な充実に図る方策を講じていく必要があろう。また、逐語録需要の高まりを反映して、従前に比べて詳しい供述録取事務の負担が大きく、これが書記官の審理充実事務等への関与の足かせになっている面も否めない。そのため、このような領域の逐語録需要に対しても、新しい逐語録作成方式で対応することにより、書記官の供述録取事務の負担を軽減し、それによって生じた余力を他の事務に振り向けられるようにする必要がある。このような逐語録作成態勢の拡充は、書記官事務の充実強化のための有力な方策となるものと思われる。」

書協 仮に録音反訳方式が導入された場合、書記官にとってメリットがあるのでしょうか。

小池第三課長 研究会資料では、録音反訳の担い手については、録音反訳の実験と並行して検討することになっていますが、仮に部外者が反訳に関与する録音反訳方式を採用した場合においては、調書の公証権限を持つ書記官が最終的な校正のチェックを行うことになることから、書記官の負担の増加を懸念する見方もあるようです。しかし、検討チームは、書記官の逐語的調書によらざるを得なかった尋問についてもこの方式を利用すること等により、書記官の供述録取事務の負担は軽減されるという考え方を示しています。これは、詳しく言えば、次のとおりです。

すなわち、この録音反訳方式を導入する場合には、速記官の立会いの調整の都合等により、これまで書記官が逐語的調書を作成せざるを得なかったような尋問についても、この方式によって逐語調書を作成することを考えていますから、書記官の供述調書作成事務の負担は、現在より軽減されるものと考えられます。

一例を挙げますと、単独事件でも、例えば「請負代金請求事件」等においては、建物の瑕疵をめぐって極めて詳細な証人調べがされることがあります。しかし、このような尋問について、速記官の立会いがないことも多く、立会書記官が逐語的

な供述調書を作成する必要がある場合がありましよう。そのような場合には、一時間の尋問に對してかなり多くの時間(個人差もありましようが、おそらく六時間から八時間程度か)の調書作成時間を要するのではないかと思われましよう。このような尋問について、この録音反訳方式を利用すれば、校正等に要する時間は、せいぜい二時間程度でありますから、書記官としては随分負担が軽減されることになりましよう。

確かに、速記官が速記録を作成する場合の点検に比べれば、前述の校正等の事務負担は大きいと言えましようが、先に述べましたような運用をすれば、この録音反訳方式による尋問の範囲を広くされることになると考えています。また、これまで合議事件については、付速記事件が多いことから、録音反訳方式が導入された場合には、校正等の事務のための人的な手当てが必要であると考えています。

新しい反訳方式の導入のイメージは以上のようなのですが、対応する尋問時間をどの程度広げられるのか、人的な手当てとして書記官をどの程度増やす必要があるのかなど具体的な検討をこれから行わなければならぬと考えています。そこで、録音反訳方式の実験を行うかどうか、その方式をどのようにするかについては、裁判部実務研究会

の結果等を踏まえて、これから考えていくことになりましようが、検討チームとしては、実験部に書記官を一人か二人程度増やし、この録音反訳方式による尋問の数を、付速記事件の運用より多くするなどして、録音反訳方式の実験を行いたいと考えています。

書協 速記問題が書記官事務にとって大きな影響をもたらすということがよく理解できましたが、この問題について書記官各自に望んでいることがあれば、お聞かせください。

小池第三課長 速記問題は、これまで述べてきましたように書記官事務への影響がある問題です。より大きな視点から見れば、迅速適正な裁判を実現するために、裁判部の事務をどのようにして充実していくのかという問題であると言えます。また、現在、民事訴訟法の改正作業が進行しており、OA機器の利用等による事務改善等も進められています。したがって、書記官一人一人が、この問題を速記官だけの問題だというように等閑視することなく、十分に関心を持って欲しいと思います。また、これからの在るべき書記官像についても一人一人が自分自身の問題として、考えてもらいたいと思っています。

書協 お忙しいところをありがとうございます。速記問題は、書記官問題でもあるわけですから、今後も機会をつくって御説明ください。

